

タイ王国の憲法制度 －タイの民主化と1997（仏暦2540）年王国憲法の特色－

下 條 芳 明

はじめに

タイ王国における憲法政治は、1932年に最初の立憲君主制憲法が導入されて以来、軍事クーデターを転結点として著しい変転の歴史を経験してきたが、1990年代初頭の民主化運動の高まりを反映して、1997年10月に、タイ憲法史上において最も民主的な内容を持つといわれる新憲法が誕生した。本稿では、この1997年の「タイ王国憲法」の成立経過を検証して、同憲法の統治機構上の特色を解明することを通じて、現代タイ憲法政治における西洋流の立憲主義あるいは民主主義の意義を検討したい。

1. タイ憲法政治における変動性

(1) 「立憲革命」(1932)と立憲君主制の導入

タイ王国における立憲政治は、1932年6月24日、プラヤー・パホン、ピブーン・ソンクラム、プリディー・パノムヨン等のヨーロッパ留学の経験を持つ人民党の若手の軍人・文官が「立憲革命」と呼ばれるクーデターを断行したことを契機に開始される⁽¹⁾。このクーデターの成功により、同年6月27日、プラチャティーポック王(ラーマ七世：在位1925—1935)は、人民党の文官派指導者であるプリディーが起草した「シャム国暫定統治憲章」に署名し、これを公布・施行した。この統治憲章こそが、この国最初の立憲君主制憲法に他ならない。ここにおいて、タイの政治体制は従来の国王専制の体制から、イギリスを模範としながらも主権在民の立憲君主制へと大きく変革を遂げるとともに、議会制民主主義の漸進主義的な採用が決定された⁽²⁾。

(2) 「暫定憲法（臨時憲法）」と「正規憲法（恒久憲法）」

こうしてタイ王国では1932年の「立憲革命」を契機として近代的な立憲政治への道を歩み出すことになるのだが、その後におけるタイ憲法の発展は、たび重なる軍事クーデター

による憲法の改変のために、きわめて目まぐるしい変動の経過を迎ることになる。先に見た1932年6月の「シャム国暫定統治憲章」から、1997年10月に成立した現行の「タイ王国憲法」に至るまで、制定された憲法の総数はじつに十六編を数える。タイ各憲法の制定年と全条文数は、次の通りである。

- (a) 1932 (仏暦2475) 年6月「シャム国暫定統治憲章」(全39条)
- (b) 1932 (仏暦2475) 年12月「シャム王国憲法」(全68条)
- (c) 1946 (仏暦2489) 年「タイ王国憲法」(全96条)
- (d) 1947 (仏暦2490) 年「タイ王国(暫定)憲法」(全98条)
- (e) 1949 (仏暦2492) 年「タイ王国憲法」(全186条)
- (f) 1952 (仏暦2495) 年「タイ王国憲法」(1932年12月「シャム王国憲法」改正憲法)
(全123条)
- (g) 1959 (仏暦2502) 年「タイ王国統治憲章」(全20条)
- (h) 1968 (仏暦2511) 年「タイ王国憲法」(全183条)
- (i) 1972 (仏暦2515) 年「王国統治憲章」(全23条)
- (j) 1974 (仏暦2517) 年「タイ王国憲法」(全238条)
- (k) 1976 (仏暦2519) 年「タイ王国(暫定)憲法」(全29条)
- (l) 1977 (仏暦2520) 年「王国統治憲章」(全32条)
- (m) 1978 (仏暦2521) 年「タイ王国憲法」(全206条)
- (n) 1991 (仏暦2534) 年3月「王国統治憲章」(全33条)
- (o) 1991 (仏暦2534) 年12月「タイ王国憲法」(全223条)
- (p) 1997 (仏暦2540) 年「タイ王国憲法」(全336条)

タイ憲法史において、このように頻繁に憲法の制定と改廃が実施されてきたのは、とくに1990年代の初めまでは、軍部の政治的支配が文民政治に対して強い優越性を保持してきたことと緊密な関連性がある。タイ憲法政治では、1932年の「立憲革命」以来、「革命」あるいは「統治改革」と称する軍事クーデターが周期的に起こり、クーデターに成功した軍部が直ちに従来の憲法を廃止し、軍部独裁政権下でみずから新憲法を制定してきた。とくに第二次世界大戦後には、戦後最初に制定された1946年の「タイ王国憲法」以降、軍事クーデター→軍事政権による憲法廃止と「暫定憲法」の制定→その手続による「正規憲法」の制定→「正規憲法」の下での民主的な選挙の実施と議会政治の復活→政治危機の発生、そして、軍事クーデターへの回帰、という政治体制の周期的循環が、少なくとも六度にわたり繰り返されてきた⁽³⁾。

こうして見るならば、十六編にも及ぶタイの憲法は、「暫定憲法（あるいは、臨時憲法）」と「正規憲法（あるいは、恒久憲法）」という二類型に大別することが可能であるし、また、著しい変転を遂げてきたタイ憲法の歴史は、軍部クーデターを転結点として、「暫定憲法」と「正規憲法」との相互交替により展開されてきた、と特徴づけることができる⁽⁴⁾。先のタイ各憲法の列挙に従えば、「暫定憲法」としては、(a)1932年6月統治憲章、(d)1947年憲法、(g)1959年統治憲章、(i)1972年統治憲章、(k)1976年憲法、(l)1977年統治憲章、(n)1991年3月統治憲章が位置づけられる。一方、「正規憲法」としては、(b)1932年12月憲法、(c)1946年憲法、(e)1949年憲法、(f)1952年憲法、(h)1968年憲法、(j)1974年憲法、(m)1978年憲法、(o)1991年12月憲法、(p)1997年憲法が該当する。

「暫定憲法（臨時憲法）」の特徴を見るなら、この型の憲法は、通常、クーデターにより樹立された軍事政権が超法規的措置として制定される。「統治憲章」の名称が付されることが多く、内容上とくに臨時政府の政策目標や統治構造を定めるが、人権規定は欠如している。ほとんどの場合、政府による任命議員により構成される一院制国会を採用する。

「正規憲法（恒久憲法）」の場合には、クーデター後の軍事政権支配が一応に安定した段階で、臨時に設置された議会または暫定憲法による一院制国会がこれを制定する。すべてが「タイ王国憲法」と命名されて、人権保障規定を含むなど条文数は多く、基本的には正常な議会政治・政党政治の実施を予定した内容となっている。通例、国会は任命制の上院と公選制の下院からなる二院制を採用する。ただし、「正規憲法」の性格を持つ1932年12月王国憲法、およびその復活改正憲法である1952年王国憲法の場合には、民選議員と任命議員とから成る一院制を採用していた。

(3) 「民主的憲法」と「半民主的憲法」と「非民主的憲法」

タイ憲法の分類法としては、以上の類型とは別に、憲法構造上の民主化の程度を基準として、タイ諸憲法における「国会の地位、および立法権と行政権の関係」の態様の相違に着目して、「民主的（democratic）憲法」、「半民主的（semi-democratic）憲法」、「非民主的（undemocratic）憲法」という三つの憲法類型に区別する方法⁽⁵⁾が主張されている。

このうち「民主的憲法」とは、イギリスを模範とする議院内閣制を体制の基礎とし、政党が主要な政治的な役割を担う点に重要な特徴がある。民選の下院が優越する二院制を採用し、内閣は議会第一党を中心に形成される。首相は政党指導者でもある民選議員から選出されるので、軍部指導者は、軍役を退きかつ政党に加入しない限りは首相になることはできない。この類型としては、やはり先のタイ各憲法の列挙に従えば、(c)1946年憲法、

(e)1949年憲法, (j)1974年憲法, (p)1997年憲法の諸憲法を挙げることができる。

「半民主的憲法」の場合には、政府の権力が議会に優越している。民選制議院は認めているものの、軍人および官僚から構成される上院が、下院と同等あるいはそれ以上の権限を保持する。(a)1932年6月統治憲章, (b)1932年12月憲法, (d)1947年暫定憲法, (f)1952年憲法, (h)1968年憲法, (m)1978年憲法, (n)1991年3月統治憲章, (o)1991年12月憲法という八つの憲法が、この類型に属する。

「非民主的憲法」の体制では、民選制議院は認められず、国会議員は全てクーデターにより形成された軍事政権によって任命される。政党の結成・活動は全面的に禁止され、選挙も実施されることはない。これには、(g)1959年統治憲章, (i)1972年統治憲章, (k)1976年暫定憲法, (l)1977年統治憲章という四つの憲法が該当する。

2. タイ憲法政治における恒常性

(1) 「国王を国家元首とする民主主義政体」

以上に見たタイ諸憲法の類型上の違いとはきわめて対照的に、タイ諸憲法では、国王の憲法上の地位については、1932年に立憲君主制憲法を導入して以来、現行の1997年王国憲法に至るまでほぼ変わることなく、不動にしてかつ強力である⁽⁶⁾。国王は、神聖かつ不可侵の地位にあること、仏教徒として宗教の擁護者であり、また、タイ国軍の総帥の地位にある旨を終始一貫して規定してきた。

こうしたタイ国王の憲法上の地位の不变・不動と関連して、たとえば、1991年12月の「タイ王国憲法」前文では、従来のタイ諸憲法に見られる相違点とともに共通点を次のように確認している。

「プラチャーティポック七世が慈悲深くも仏歎2475年（西暦1932年）にタイ王国憲法を下賜されて以来、各々の時代の変転する国家情勢に合致させるため、数多くの王国憲法および統治憲章が改廃ないしは施行されてきた。これまでに公布された王国憲法および統治憲章はすべて、国王は、国会を通じて立法権を、内閣を通じて行政権を、裁判所を通じて司法権を行使するという形態において、国王を国家元首とする民主主義政体を堅持する点では、基本的には共通な内容を持っている。相違する内容とは、国会の地位および立法権と行政権の関係に関するもののみであり、それらの違いはその時に変転する国家情勢に適合させるために生じたのである。これは、タイ国民が国王を国家元首とする民主政体を信奉していることを明確に示すものである。また、

タイ国民に国家統治権を下賜されたプラチャティーポック七世の御意思に従うものである。国王を国家元首とする民主主義政体の堅持は引き継がれて、今日に至っている。
……」

　　ここに明記されているように、従来のタイのどの憲法も、国民主権原則を宣言する一方、国王を国家元首の地位に置き、国王は国民に由来する主権を、国会、内閣および裁判所を通じて行使することを明記する。現行の1997年王国憲法でも、1978年王国憲法（第3条）、1991年12月王国憲法（第3条）などと同様に、やはり第3条で、「主権はタイ国民に属する。国家元首である国王は、かかる権力を、本憲法の規定に従って、国会、内閣および裁判所を通じて行使する」と定める。

　　すでに1932年6月の統治憲章は、「国王は国の最高の国家元首である」（第3条）と定めていたが、1949年以降、ほとんどの「タイ王国憲法」が、タイの国家形態について、「タイ国は民主主義政体であり、国王を国家元首とする」（1949年憲法、1968年憲法、1974年憲法、1978年憲法；いずれも第2条）、あるいは「国王を国家元首とする民主主義政体」（1991年12月憲法、1997年憲法；いずれも第2条）と性格づけている。タイ諸憲法がこのように一貫して宣言してきた「国王を国家元首とする民主主義政体」こそ、タイ独得の政体規定であり、そこでは伝統的な王制と近代的な民主主義との調和と融合が巧みに図られているといえよう⁽⁷⁾。

（2）「ラク・タイ」の原理

　　タイ憲法政治では、一般に「ラク・タイ（Lak Thai）」（タイ的原理）と呼ばれるタイ独得の統治原則に基づき、国王と並んで、民族、宗教（仏教）という三つの価値観がきわめて重視され、尊重されている。「ラク・タイ」とは、元来、タイが1920年代末に西洋立憲主義を受容するに際して、政府の主導により構築された統治原則である。「ラク・タイ」の考え方によれば、タイ王国の独自性を示す徵表として国王、民族、宗教（仏教）という三つの要素が選び出されて、これら三要素が不可分に結合した“三位一体”的秩序こそがタイ王国固有の歴史の発展を形成してきたとされる⁽⁸⁾。

　　こうした統治原則としての「ラク・タイ」の重要性に鑑みて、通例、タイ諸憲法では、前文において「ラク・タイ」の尊重と実現を謳うだけでなく、本文総則においては、タイ王国が「一体かつ不可分の王国」であること（つまり、民族の統一）を宣言するとともに、仏教徒かつ宗教の擁護者としての国王の地位を明示することによって、「ラク・タイ」の立憲化が試みられている⁽⁹⁾。さらに、人権保障規定との関連では、タイ各憲法は「ラク・タイ」

を国民の人権制約の根拠として設定しており、1952年以降、一連の「タイ王国憲法」は、いずれも国民の権利・自由行使の条件として、「民族、宗教、国王および憲法に反し、権利および自由を行使できない」旨を明記している（1952年憲法第35条、1968年憲法第44条、1974年憲法第53条、1991年12月憲法第49条）。また、1974年憲法を皮切りにして、憲法上の国民の義務として「ラク・タイ」の擁護を盛り込むことになり、たとえば、現行の1997年憲法でも、第4章「タイ国民の義務」の冒頭において、「何人も、民族、宗教、国王、およびこの憲法に基づく国王を国家元首とする民主主義政体を擁護する義務を負う」（第66条）と定めている⁽¹⁰⁾。

3. タイの民主化と1997年「タイ王国憲法」の成立

タイ憲法政治史の基本的特徴として、軍事クーデターによる憲法の廃止・制定によって、政治体制の周期的転換が繰り返されてきたのは、先に見たところである。ところが、1990年代に入ると、とりわけ1992年の「5月の惨劇事件」を転換点として、軍部の政治的影響力は著しく低下する一方、民主化運動の高揚に伴い、民主的手続きに従って成立した憲法による政権交代を求める機運が大きく高まるとともに、政治腐敗の防止、行政の効率化・公正化など政治改革の課題を達成するためには、憲法の民主化をより徹底した形で推進する必要があることが強く主張された。

そこで、1997年王国憲法の制度上の特色を窺うに先立ち、ここではまず、1990年代初めから1997年10月の現行憲法成立に至るまでの時期に焦点を合わせて、タイ憲法政治における民主化に向けての動向を回顧しておく。

1991年2月23日、スントン国軍最高司令官を議長とする「国会秩序維持団」は、当時のチャーチャーイ政権における汚職腐敗の一掃、議会（さらには、政党）独裁の排除、チャクリ王朝の擁護などを大義名分として、クーデターを断行した。同日、クーデターに成功した「国会秩序維持団」は、全権を掌握したことを発表し、全土に戒厳令を布告するとともに、1978年憲法の廃止、国会停止、内閣解散が宣言されて、チャーチャーイ・チャンハワン首相が率いる内閣は一挙に崩壊した⁽¹¹⁾。

クーデター発生からほぼ一週間後の3月1日、「暫定憲法」の性格を持つ「タイ王国統治憲章」（全文33条）が、国王の裁可を得て成立する。翌2日には、元外務次官でタイ工業連盟会長という産業界の要職にあったアナン・バンヤラチュンが首相に任命された。また、クーデターの実質的な担い手であった「国家秩序維持団」は、暫定憲法の規定に従い「国

家秩序維持評議会（NPKC）」に改称・改組された⁽¹²⁾。

こうして形成されたアン政権の下で、暫定憲法第10条に基づき、「国家立法議会」が設置される⁽¹³⁾。同議会は、政府による任命制により選出された議員から構成される一院制議会であり、新たな「正規憲法」の起草と制定を主要な任務としたが、「正規憲法」の成立後に正常な議会政治が開始されるまでの期間における法案の審議も行った。3月18日、同議会は国王の臨席を得て開会されたが、議員のほぼ半数は軍人によって占められていた（議員総数292名 内軍人136名）。

もっとも「国家立法議会」では、実際には、同年4月4日、文官官僚あるいは同出身者を中心とする20名の委員から成る「憲法起草委員会」を設置して、まずそこにおいて新憲法草案の起草作業が開始される⁽¹⁴⁾。この起草作業は同年8月初めまで続くが、8月15日、同委員会が完成させた憲法草案はミーチャイ憲法起草委員会委員長からウクリット国家立法議会議長に提出された。その後、「国家立法議会」における三読会の審査および憲法草案審議委員会の審議に付された。こうして合わせて九ヵ月ほどの審議・検討を経た後、12月7日、「国家立法議会」は圧倒的多数（賛成262 反対7）で憲法草案を採択し、さらに12月9日には、この国十五番目の憲法となる「タイ王国憲法」（全文223条）が国王の裁可を得て公布された⁽¹⁵⁾。

新憲法下における最初の下院総選挙は、翌1992年3月22日に実施された。この結果、いずれの政党も下院の過半数を占めることはできなかったが、親軍的性格を持つ正義団結党とタイ国民党、憲法改革推進派の新希望党が下院総議席360の内それぞれ70台の議席を獲得し、とりわけナロン・ウォンワンを党首する正義団結党は北部、東北部の地方で票を集め最多議席の79議席を獲得することによって第一党となった⁽¹⁶⁾。ところが、その直後に、ナロン党首の首相適格性をめぐって本人の麻薬取引疑惑の事実が発覚したため、結局、同年4月7日、「国家秩序維持評議会」の副議長でありまた上院議員に任命されていたスチンダー・クラプラユーン国軍最高司令官兼陸軍司令官が首相に就任する。ただし、スチンダー首相は、首相就任の際、憲法の兼職禁止規定により国軍最高司令官兼陸軍司令官の職を辞任した。こうした結果、4月17日、正義団結党、タイ国民党、社会行動党、タイ人民党および民衆党の五党から成るスチンダー連立内閣が成立した⁽¹⁷⁾。

こうして誕生したスチンダー内閣であったが、民主党、法力党、新希望党など野党勢力は、スチンダー首相就任直後から、スチンダーが下院議員でないにもかかわらず首相に就任したこと、また、「国家秩序維持評議会」を後ろ楯に制定された1991年12月王国憲法は要するに軍部権力の温存を図っているにすぎないことを根拠にして、激しい政府反対運動を

展開した⁽¹⁸⁾。スチンダー連立内閣は、5月8日、野党との間で憲法改正の要求に応じることにいったん同意したが、結局、この約束を翻したため、野党だけでなく市民層からも強い反発を招いた。市民による反政府運動の中核となったのは、医師、学生、政治家、NGOなどの代表によって結成された「民主連盟」である⁽¹⁹⁾。こうした民主化運動の背景としては、1990年代初頭にはバンコクを中心とする都市部において急速に経済力をつけてきた「新中間層」といわれる人々の社会的、政治的な進出があった⁽²⁰⁾。

1992年5月半ばになると、「民主連盟」を中心とする民主勢力は民選議員からの首相選出とスチンダー首相の解任を要求して、バンコクで10万人規模のデモや集会を繰り広げた。5月17日から19日、バンコクの王宮前広場を出て行進を始めた市民と軍・警察が衝突して、多数の死傷者を出す流血の惨事となったのが、「5月の惨劇事件」である⁽²¹⁾。事件自体は、5月20日夜、プミポン国王がスチンダー首相と民主化勢力の指導者であるチャムロン・シムアン前法力党党首の両者を拝謁させて、相互協調・相互協議を勧める和解勧告を行ったため速やかに収拾された。しかし、これを契機にして政府与党は憲法改正作業の開始を再び約束することとなり、結局、スチンダー首相は事件の責任をとって首相辞任に追い込まれた。後継の内閣としては、前年3月のクーデター後と同様にアン・バンヤラチュンが首相に任命され、6月14日、官僚出身者を主体とするアン内閣が発足した⁽²²⁾。

その後、1992年9月13日に、同年二度目の下院総選挙が実施されたが、その結果、第一党民主党党首のチュアン・リークパイが首相に任命され、民主党、新希望党、法力党、統一党の旧野党四党に旧与党の社会行動党に加えた五党から構成されるチュアン新内閣が成立した。チュアン首相は、元来、法律家出身で議会制民主主義の信奉者でもあったが、同年10月21日の施政方針演説においては、「ラク・タイ」である「民族、宗教、国王」および「国王を国家元首とする民主主義政体」の擁護・堅持を表明した上で、憲法の民主化のための憲法改正、政党機能強化のための政党法改正、選挙制度改革、公正な裁判の実現、地方分権の改革、行政の公正化・効率化、政治汚職の防止、経済・社会発展に対応した行政改革、会計監査の強化、民主主義教育の充実、報道の自由といった民主化の要請を具体化するための政治改革の方針を明らかにした⁽²³⁾。

このように政治改革の実現を目指した要求が高まる中で、1994年6月9日、下院議長マールットの提案により政府に「民主主義発展委員会」が設置され、同委員会は翌年4月に憲法の全面改正による政治改革について提言した⁽²⁴⁾。さらに、1995年7月2日の総選挙の結果、第一党タイ民族党のバンハーン・シラパーアチャーを首班とする連立内閣が成立するが、同政権下では「民主主義発展委員会」の提言を継承する形で「政治改革委員会」が設

置され、上院議員の任命手続きや憲法改正における国民投票制などを提案した⁽²⁵⁾。

1996年11月17日に実施された総選挙の結果、新希望党のチャワリット・ヨンチャイユットが後継首相に任命された。チャワリット首相は、12月11日に国会で行った施政方針演説において、「国王を国家元首とする民主主義」の擁護・堅持を確認した上で、一定期間内に新憲法の作成（旧憲法の全面改正）を実現するために法整備を実施することを公約した⁽²⁶⁾。これに伴い、すでに10月22日、1991年憲法の第211条が定める憲法改正手続の改正が施行された。この改正により、12月26日、国会において「憲法草案作成会議」（Constitutional Drafting Assembly）の委員を決定する選挙が実施された。「憲法草案作成会議」は99名の委員から構成され、その内訳は、全国76全県で各県10名ずつ互選された代表者の中から国会が各県1名ずつ選出した76名の各県委員と、公法および行政の専門家の中から国会が選出した23名の有識者委員とから成る⁽²⁷⁾。改正憲法第211条では、新憲法草案は240日以内に提出されることになっていた。

「憲法草案作成会議」は、翌1997年1月7日に、第一回会合を開き、議長に元下院議長のウタイ・ピムチャイチョンを選出した⁽²⁸⁾。同会議では、ほぼ8ヵ月間にわたる審議・検討が行われ、8月15日、新憲法草案は同会議の第三読会を通過し可決された（賛成92棄権4退席1欠席2）。国会は、9月4日から9月10日にかけて、同草案を検討した後、9月27日には、上下両院合同会議においてこれを圧倒的多数で承認した（賛成574反対16棄権17）。かくして1997年10月11日、国王ラーマ7世による裁可を得て、現行の「タイ王国憲法」（全文336条）が公布されるに至る。

4. 1997年「タイ王国憲法」の統治機構

これまでの経過から明らかなように、1997年のタイ新憲法は、1990年代初頭以降に高まった民主化運動の集大成であり、従来のような軍部による憲法政治への関与を大きく排除して、国民的・民主的な基盤を根拠にして成立したものであった。新憲法の課題とは、何よりも憲法の民主化・近代化の実践であり、それにより徹底した政治改革を実施し、民主主義の成長を大きく妨げているだけでなく、近年のタイ経済危機を助長している構造的な政治腐敗を根絶することにあった⁽²⁹⁾。

次には、今日のタイにおける民主化の趨勢を端的に象徴している、といわれる1997年の「タイ王国憲法」の制度的特色について、とくに、その統治機構に焦点を合わせて明らかにしたい⁽³⁰⁾。

(1) 国王（第2章；第8条—第25条）

タイ王国は、1932年に最初に立憲君主制憲法を導入して以来、国家元首としての国王の存在と立憲君主制の政体（すなわち、「国王を国家元首とする民主主義政体」）を堅持してきた。現行憲法では、従来の憲法とほぼ同じく、「主権はタイ国民に帰属する。国王は、國家元首であり、本憲法の規定に従って、国会、内閣および裁判所を通じて、その権限を行使する」（第3条）と定める。国王は神聖かつ不可侵であり（第8条）、佛教徒であるとともに宗教の擁護者であり（第9条）、タイ国軍を総帥する地位にあり（第10条）、さらに、栄典の授与権（第11条）および恩赦権（第225条）を有する。

タイ国王は、佛教的王権の伝統に基づき、一般国民から深い崇敬と敬愛を一身に集め、佛教の擁護者として、大部分が佛教徒である国民に多大な道徳的感化力を及ぼしている。さらに、先に見たように1992年5月に起こった「5月の惨劇事件」の際にプミポン国王（ラーマ7世）の和解勅告によって、軍部と民主化勢力との深刻な政治的対立が速やかに収拾された事例が端的に示しているように、タイ国王は時として軍部さえも超越する調整権者として絶大な政治的役割を果たしてきた。

国王の調整権者としての強力な権限を示す規定としては、「内閣」の章において、国王は、緊急命令（第218条）、勅令（第221条）、戒厳令（第222条）を公布する権限が与えられ、また、国会の承認を条件に、宣戦布告権（第223条）、講和・停戦などの条約締結権（第224条）といった大権を保持する。このうち、国王の緊急命令権は、国家・社会の安全または国民経済の安定を目的として、内閣が緊急かつ不可避に必要性があると判断する場合にのみ発することができ、法律と同様な効力を持つが、事後的に内閣は遅滞なく最寄りの会期の国会において承認を求めなければならない（第218条2項・3項）。

国王の諮問機関として、国王の諮問事項に答申する権限を持つ枢密院を置く。この機関は、国王が任意に任免する18名以下の枢密顧問官から成る（第12条、第13条1項）。ただし、枢密院院長の任免には国会議長の副署が、また、枢密顧問官の任免には枢密院院長の副署が必要とされる（第13条2項・3項）。

(2) 国会（第6章；第90条—第200条）

① 二院制の構造

国会は上下両院から成る二院制を採用し、合同または単独で会議を行う（第90条）。下院議員と上院議員はともに、「タイ国民全体の代表者（representatives of the Thai people）」であり、かつタイ国民の共通利益のために任務を誠実に遂行する（第149条）。国会議長に

は下院議長、国会副議長には上院議長がそれぞれ就任し、また、下院議長は国会の合同会議を主催する（第91条）。

旧1991年王国憲法によれば、上院は国王の任命制により、議員定数は270名以下とされ（旧第94条）、任期は6年であった（旧第95条）。これに対して、現行憲法では、上院は国民の直接選挙により選出された定数200名の議員から構成され（第121条）、任期はやはり6年である（第130条）。上院議員への立候補の年齢資格は40歳以上とされ（第125条）、政党員あるいは前職の国会議員には立候補資格を認めていない（第126条）。そこには、上院が政治的に中立な立場から、国政監査機能を遂行することに対する制度的な期待が込められているといえよう。

下院は、定数500名の議員から構成され（第98条1項）、下院議員の任期は解散がない限り4年とする（第114条）。下院議員は、上院議員の場合とはきわめて対照的に、立候補の年齢資格は25歳以上とされ、一定期間（90日以上）にわたり政党員であることを立候補資格に含めている（第107条）。

なお、何人であれ、上院議員と下院議員との兼職は禁止される（第95条）。

② 選挙制度

下院の選挙制度は、従来まで、中選挙区制を採用していたが、現行では、議員定数500名のうち、県自治体（Changwat）を単位とする小選挙区から400名、全国一区とする比例代表区から100名を選出する小選挙区比例代表並立制を採用する（第98条1項）。この二つの選挙方式の間では、議員の重複立候補は認められていない。比例代表選挙の際、各政党は、選挙区を基盤とする候補者の擁立に先立ち、順位を付した100名以上の候補者リストを選挙管理委員会に提出しなければならない（第99条）。

一方、上院の選挙制度は、全県一区の中選挙区制が採用され、各選挙区の当選者数は当該県における下院の小選挙区制の数を準用して決定される（第122条）。

③ 国会の権限

「国王を国家元首とする民主主義政体」の政体原理に則り、国会は、国王の名において立法権を行使する（第3条）。国王には停止的拒否権が認められているので、これにより国王が国会を通過した法律案に同意しない場合には、国会の再議に付されて、両院の総議員の3分の2以上の票決により再度議決されない限りは当該法案は法律とはならない（第94条）。

国王は、勅令により、下院の解散とその総選挙を命じる権限を有する（第116条）。これに対抗して、下院は総議員の5分の2以上により内閣総理大臣に対して不信任決議案を提

出することができる。一方、併せて「建設的不信任制」が採用されているので、不信任決議案には下院議員の中から適切な内閣総理大臣の後継候補者を指名しておかなければならない（第185条1項）。そして、この不信任決議案に下院議員総数の過半数が賛成した場合には、下院議長はそこで指名された後継候補者を新しい内閣総理大臣として国王に奏上する（同条3項・4項）。これとは別に、下院が個々の国務大臣を不信任の対象とする場合には、下院の総議員の5分の1以上により不信任決議案を提出することができ、過半数の賛成があれば可決される（第186条）。

法案提出権は下院議員および内閣に帰属し、また、金銭法案の提出権は首相の承認に基づき下院議員のみに与えられている（第169条）。法案の先議権は下院に属する（第172条）。下院を通過した法案を上院が否決ないしは修正した場合、下院がこれを認めず、さらに両院協議会で審議後の法案に両院の合意のないときには、下院が総議員の過半数により再議決した法案が国会の承認を得たものとみなされる（第175条、第176条）。上院が法案の審議を60日以内（金銭法案の場合には、30日以内）に終了しない場合には、上院は当該法案を承認したものとみなされる（第174条）。このように、下院の上院に対する優越性がかなり認められているといえよう。

従来の憲法と同じく、上下両院議員から構成される両院合同会議が設置されており、この会議では、摂政の任命、王位継承法の改正、王位継承の承認、国王が拒否した法案の再議決、宣戦布告の承認、議会の開会および停会、条約の承認、憲法改正など重要な政治問題を審議する（第193条）。

④ 「国会オンブズマン」と「国家人権委員会」

現行憲法の国会には、政治浄化あるいは人権状況の改善の趣旨から、「国会オンブズマン」と「国家人権委員会」という二つの附置機関が創設された。

「国会オンブズマン」は、上院の助言により国王が任命する3名未満の委員から構成され、任期は6年であるが、再任は認められない（第196条）。その任務として、国家公務員または地方公務員による法律違反、職務権限の逸脱、職務怠慢あるいは権利侵害について国民の申し立てに基づき事実調査を行い、国会に報告と意見表明を提出する（第197条）。また、法令または公務員の行為について憲法上の疑義があると判断したときには、その件を憲法裁判所または行政裁判所に提訴して判定を求める（第198条）。

「国家人権委員会」は、上院の助言に基づき国王が任命する委員長およびその他10名の委員から構成され、しかもその任命に際しては、人権問題に関する有識者、専門家あるいは民間団体（NGO）の代表者の参加が考慮されなければならない（第199条1項）。委員の任

期はやはり 6 年で、再任は認められない（第199条 4 項）。同委員会は、人権侵害行為の実態を調査・報告して救済措置を提案したり、人権の保護・改善のために国会や内閣に政策上の勧告を行ったり、また、人権問題についての教育・研究・啓蒙活動を奨励したり、さらには、人権関連の政府機関あるいは民間団体間の協力・協調を促進したりするなどの任務を担っている（第200条 1 項）。なお、「国家人権委員会」には、その任務遂行に際して、国家および公共性への配慮が義務づけられていること（第200条 2 項）には注意しておきたい。

（3）内閣（第 7 章；第201条—第232条）

内閣は、国王の名において行政権を行使する（第 3 条）。内閣は、国王によって任命された内閣総理大臣（首相）および 35 名以内のその他の国務大臣から構成され、国務を執行する責務を負う（第201条 1 項）。

内閣総理大臣は、下院議員の中から、下院においてその総議員の過半数の賛成により決定された指名に基づき選出される（第201条 2 項、第202条 3 項）。国会議長は、内閣総理大臣の任命の勅令に副署する（第201条 3 項）。内閣総理大臣および国務大臣は、上院議員であれ下院議員であれ、国会議員との兼職は禁止され、任命の勅令が発せられた日から 30 日以内に議員職を辞職しなければならない（第204条）。なお、国務大臣は就任に際して、国王の前で、次の文言に従い厳肅な宣誓を行う。「私（宣誓者の名前を述べて）は、国王に忠誠を尽くし、国家および国民のために職務を忠実に遂行することをここに厳肅に宣誓する。私はまた、タイ王国憲法を全面的に擁護し、遵守する」（第205条）。

先に述べたように、内閣総理大臣および個々の国務大臣は、下院において不信任決議の対象となるが、これに対して下院を解散し、新総選挙を実施する権限は、憲法上、内閣ではなく国王大権に属する（第116条）。また、国務大臣の罷免権は、内閣総理大臣の助言により国王が行使する（第217条）。

1997年憲法の重要課題は政治改革の実践にあったが、内閣の章では、政界と官界、さらには政界と財界との癒着による政治腐敗を防止するために、国務大臣の職務上の行動基準を明確にしている。すなわち、国務大臣は、法律の運用上必要とされる場合は別にして、行政機関、公共機関および公共企業において役職に就いてはならず、また地方議会議員、地方行政官および地方公務員との兼職は禁止される。国務大臣は、国家、政府機関、公共機関および公共企業から特権を享受してはならず、また共同経営（partnership）の出資者および会社の株主になることにより特権を享受したり、経済的独占権を促進するような契

約の締結に関与することがあってはならない。さらに、国務大臣は、共同経営、会社、その他あらゆる営利目的で事業を営む組織において役職に就いてはならず、また何人の雇用者となってはならない（第208条、第209条）。

（4）裁判所（第8章；第233条—第281条）

① 司法権の独立

司法権は裁判所に属し、憲法および法律に従い、国王の名で行われる（第233条）。現行のタイの裁判制度では、憲法上、憲法裁判所、普通裁判所、行政裁判所および軍事裁判所という四種の裁判所を設置する。

これら裁判所の裁判官の任免権は、死亡を理由とする解職の場合を除いて、原則として国王に属する（第251条）。司法権の独立の趣旨から、裁判官には裁判官の職権の独立（第249条）、政治的公務員との兼職禁止による裁判官の政治的中立性の確保（第250条）、裁判官の報酬の法定（第253条）などが保障されている。

なお、裁判官は、就任に際しては、国王の前で、次の文言に従い厳粛な宣誓を行う。「私（宣言者の名前を述べて）は、国王陛下に忠誠を尽くし、正義と国民と王国の公共の秩序を守るために、公正にして国王の名において自らの職務を忠実に遂行することをここに厳粛に宣誓する。私はまた、国王を国家元首とする民主主義政体およびタイ王国憲法とその法を全面的に擁護し、遵守する」（第252条）。

② 憲法裁判所（第255条—第270条）

憲法裁判所の制度は、違憲審査権を行使する機関として、旧1991年12月王国憲法の第10章（第200条—第210条）により設置されていた「憲法裁判委員会」を拡充・整備する形で、現行憲法に創設された。

先に見たように、憲法裁判所裁判官の正式な任命は国王により行なわれるが、それは上院の助言に基づかなければならない（第255条1項）。憲法裁判所の構成は、最高裁判所会議で選出される最高裁判所裁判官（5名）、最高行政裁判所会議で選出される最高行政裁判所裁判官（2名）、最高裁判所長官を議長として学識者・政党の代表者からなる委員会で選ばれた法律専門家（5名）および政治学専門家（3名）の15名から成る（同条同項）。憲法裁判所長官は、憲法裁判所裁判官の間で互選により選出される（第255条2項）。憲法裁判所の長官および裁判官の任期はともに9年で、再任は認められていない（第259条）。

憲法裁判所への提訴の要件としては、次の四つの手続が定められている。

（a）法案が国会通過後でかつ国王の裁可前の段階において、国会、下院あるいは上院の

総議員のうち10分の1あるいは20名以上の議員が憲法違反の事態に関する意見を表明し、これを国会議長または各院の議長が憲法裁判所に付託する場合（第262条）。

- (b) 首相が憲法違反の事態に関する意見を抱いたため、これを憲法裁判所に付託する場合（同条）。
- (c) 具体的な訴訟が行われた際に、裁判所または事件の当事者が法律の合憲性に対する疑義を憲法裁判所に付託する場合（第264条）。
- (d) 憲法上の機関の権限・職務について紛争が生じたため、関係機関または国会議長が憲法裁判所に決定と意見を求める場合（第266条）。

憲法裁判所の法廷は9名以上の裁判官により成立して、その判決は憲法に定めがない限り過半数の決定により行われる（第267条1項）。憲法裁判所の判決は、最終的決定とみなされて、国会、内閣、裁判所その他の国家機関を拘束する（第268条）。

③ 普通裁判所（第271条—第275条）

普通裁判所の制度は、原則的には三審制を採用し、第一審裁判所、控訴裁判所および最高裁判所という三級の裁判所を設置する（第272条）。第一審裁判所として、バンコク首都圏には、民事・刑事各裁判所、簡易裁判所、中央少年・家庭裁判所があり、地方には、各県の県裁判所、簡易裁判所、地方少年・家庭裁判所を置く。控訴裁判所は、1989年まではバンコクに一つ設置されていたが、近年の訴訟件数の増加に対応するため、地域からの控訴を管轄する地域控訴裁判所が分割された。最高裁判所は、バンコクに一つだけ置かれ、長官をはじめ副長官および上級裁判官を含む裁判官から構成される。

普通裁判所裁判官の任免は、国王による正式な任免に先立ち、「普通裁判所司法評議会（Judicial Commission of the Courts of Justice）」による承認が必要とされる（第273条1項）。この機関は、最高裁判所長官を委員長として、各審級の裁判所から4名ずつ選出された裁判官の委員（12名）、上院が選出した法律専門家の委員（2名）の合わせて15名の構成である（第274条）。併せて、普通裁判所裁判官の昇進、昇給および懲戒について承認する権限を有する（第273条2項）。

④ 行政裁判所（第276条—第280条）

行政裁判所は、1990年代における民主化の潮流の中で、公務員や警察による人権侵害に対する救済の要求を社会的背景にして新しく設置された。行政裁判所裁判官の任免については、国王による正式な任免に先立ち、「行政裁判所司法評議会（Judicial Commission of the Administrative Courts）」の承認が必要とされる（第277条1項）。また、行政裁判所裁判官の昇進、昇給および懲戒の決定には、同評議会の承認が必要とされる（第277条3項）。

その構成は、最高行政裁判所長官を委員長として、行政裁判所裁判官の間で互選された委員（9名）、上院が選出した2名の委員と内閣が選出した1名の委員を合わせた法律専門家の委員（3名）の13名から成る（第279条）。

1999年に制定された「行政裁判所設置および行政事件手続法」によれば、行政裁判所の制度は、大きくは最高行政裁判所と第一審行政裁判所とに分かれ、後者は、さらに、中央行政裁判所と地方行政裁判所とに区別される。これらの行政裁判所は、行政機関ないし公務員の違法行為および不当な義務の懈怠をめぐる紛争を処理することを職務としている。

⑤ 軍事裁判所（第281条）

軍事裁判所について、憲法は、軍事裁判所が法律に従って軍法事件を審理・判決する権限を持つこと、また、軍事裁判所裁判官の任免については、法律の規定に委ねられる旨を定めるだけである（第281条）。

（5） 地方政治（第9章：第282条—第290条）

旧1991年12月王国憲法では、地方政治について簡潔な四箇条を置くにすぎなかつたが、現行憲法では「地方政治」の章は九箇条に大きく拡張され、しかも近年の地方分権化の動向に対応してかなり斬進的かつ画期的な規定を置いている。それによれば、国家は、地方自治の原則により、地方に自治権を与える義務を負い（第282条）、自治の要件を満たす地方は法律に従い、地方行政団体（local administrative organization）を構成できる（第283条）。国と地方自治団体との権限・職務の配分の際には、法律の規定に従い、地方分権の推進に特別な配慮を払わなければならないことが強調されている（第284条2項）。

すべての地方行政団体は、統治、行政、人事および財政上の政策決定の点で自治権を享受する（第284条）。地方行政団体は、議事機関としての地方議会ならびに執行機関としての地方行政委員会および地方行政官から成る（第285条1項）。このうち地方議会の議員は住民の直接選挙かつ秘密投票により選出され、任期は4年であるが、地方行政委員会の委員および地方行政官の場合には、住民の直接かつ秘密選挙によるか、あるいは地方議会の承認により選出され、それぞれ任期は4年とされる（第285条2項・3項・4項・5項）。

この一方で、積極的なリコール制度が採用されており、地方議会議員、地方行政委員会委員および地方行政官は、投票において住民のうち有権者投票総数の4分の3以上が公務に止どまるのが不適当だと判断した場合には辞職しなければならない（第286条1項）。また、すべての地方行政団体の住民は、有権者投票総数の2分の1以上の要求に基づき、地方議会の議長に条例の制定・公布を要求することができる（第287条1項）。

地方における地域の特殊性・固有性の尊重という趣旨から、地方行政団体は、地方の芸術・慣習・賢者および健全なる文化を保護する責務を負うだけでなく、当該地方の要請と好適性に応じて教育と職業訓練を実施し、かつ国の教育・職業上の政策に参加する権利を有する（第289条1項・2項）。さらに、地方における環境の質的な改善・保護のために、地方行政団体には、法律の規定に従い、地域における自然資源と環境を管理・保全・開発する権限とともに責務などを担わせている（第290条）。

5.“タイ式循環政体論”の終焉……（？）

これまでに、1932年以来のタイ諸憲法の発展を踏まえて、1990年代のタイ憲法政治における民主化の動向を大きく反映して誕生した1997年「タイ王国憲法」の成立経過を考察し、さらに、同憲法が定める統治機構上の特色を探ってきた。

今後におけるタイ憲法政治の展開は、もちろん予断を許さない。しかし、憲法の民主化と政治改革の実践を目指した1997年憲法の理念が成功裡に具体化されれば、1990年代までに繰り返されたような軍部の政治関与は完全に払拭され、民主的な憲法の手続に従った政権交代と政治運営が通常に実施される公算はきわめて高くなるだろう。その意味では、タイ憲法政治に独得な政治体制であった周期的循環政体は、ここに一応終焉を迎えたといえるのかもしれない。

もっとも、こうした民主化の推進とそれに伴う憲法の民主化という傾向にもかかわらず、1997年王国憲法では、タイ諸憲法に恒常的な「国王を国家元首とする民主主義政体」（第2条）という政体の基本は決して揺らぐことはなく、タイ国王の地位と権限には重要な変化は認められない。現代タイ憲法政治の構造において、伝統的な王制と伸長してきた民主主義とはどのように調和・共生し、また協同・協力し合っているのだろうか。さらには、タイの民主主義の発展にとって伝統的なタイ固有の「ラク・タイ」思想はどのような意義と役割を持っているのだろうか。

ここにおいて残された課題については、さらに稿を改めて、憲法政治学的な視点から考究することにしたい。

【注】

(1) 1932年の「立憲革命」については、村嶋英治『ピブーンー独立タイ王国の立憲革命』（岩波書店、

平成 8 年) 141 頁以下。

- (2) 今泉慎也「タイの憲法制度」作本直行編『アジア諸国の憲法制度』(アジア経済研究所, 平成 9 年) 122 頁。金子由芳『アジア法の可能性』(大学教育出版, 平成 10 年) 21 頁。
 - (3) 末廣昭『タイ一開発と民主主義一』(岩波書店, 平成 5 年) 11 頁。村嶋英治『タイにおける政治体制の周期的転換—議会制民主主義と軍部の政治介入—』(アジア経済研究所, 昭和 62 年) 135 頁以下。村嶋英治「軍部, 政党, 王室 三大勢力の政治力学」『国際経済[臨時増刊]』(国際評論社, 昭和 62 年 5 月) 22 頁以下。
 - (4) タイ憲法政治史における「暫定憲法」と「正規憲法」との類型上の区別および両者の相互交替的展開については、筆者はすでに次の論考で考察している。下條芳明「『タイ式立憲主義』における人権保障」土居靖美編『東南アジア諸国憲法における人権保障』(嵯峨野書院, 平成 12 年) 161-162 頁。
 - (5) 小林昭三『比較憲法学・序説』(成文堂, 平成 11 年) 246-247 頁。Same Varayadej, Thailand's Legal System and Business Law; Alice Erh-Soo Tay (ed.), East Asia-Human Rights, Nation-Building, Trade, Baden-Baden: Nomos Verl.-Ges., 1999, pp.549-550.
 - (6) タイ国王の憲法上の地位については、下條芳明「前掲論文」162-163 頁。
 - (7) 下條芳明「前掲論文」162 頁。
 - (8) 小林昭三『前掲書』235 頁。
 - (9) 下條芳明「前掲論文」163-164 頁。
 - (10) 下條芳明「前掲論文」164 頁。
 - (11) 加藤和英『タイ現代政治史—国王を元首とする民主主義一』(弘文堂, 平成 7 年) 268 頁。
 - (12) 加藤和英『前掲書』269 頁。
 - (13) 安田信之「タイのクーデターと新憲法の制定作業」『法学セミナー』第 439 号(日本評論社, 平成 3 年 7 月号) 15 頁。
 - (14) 加藤和英『前掲書』275 頁。
 - (15) 安田信之「タイ憲法改正と総選挙」『法学セミナー』第 450 号(日本評論社, 平成 4 年 6 月号) 125 頁。
 - (16) 加藤和英『前掲書』285-287 頁。
 - (17) 加藤和英『前掲書』288-289 頁。
 - (18) 加藤和英『前掲書』290 頁。
 - (19) 河森正人「タイ『軍・政治家・国王』体制から『市民・政治家・国王』体制へ」佐藤宏・岩崎育夫『アジア政治読本』(東洋経済新報社, 昭和 63 年) 172 頁。
 - (20) 西村智奈美「タイの民主化と法—憲法改正の争点にみる民主化の現状一」作本直行編『アジア諸国の民主化と法』(アジア経済研究所, 平成 10 年) 186 頁。
 - (21) 「5 月の惨劇事件」の顛末については、加藤和英『前掲書』293-297 頁。
 - (22) 加藤和英『前掲書』298 頁。
 - (23) 加藤和英『前掲書』307 頁。
 - (24) 玉田芳史『民主化の虚像と実像—タイ現代政治変動のメカニズム一』(京都大学学術出版会, 平成 15 年) 151 頁。
 - (25) 今泉慎也「前掲論文」128 頁。
 - (26) 西村智奈美「前掲論文」187 頁。
 - (27) Same Varayadej, ibid., p.550.
 - (28) 玉田芳史『前掲書』171 頁。「憲法草案作成会議」における憲法草案の審議経過については、同書 170-222 頁に詳しい。
 - (29) Same Varayadej, ibid., p.551.
 - (30) 1997 年憲法の統治機構について、とくに安田信之『東南アジア法』(日本評論社, 平成 12 年) 232 頁以下を参照した。以下の記述では、煩雑となるのでいちいち注記はしない。
- ここでは直接に取り上げることができなかったタイ憲法における人権保障の特色については、下條芳明「前掲論文」とくに 164 頁以下、および、下條芳明「アジア諸国憲法における『国家政策の指導原

則』」(『産業経営研究所報』第33号〔九州産業大学産業経営研究所, 平成12年3月〕) 37-38頁を参考にされたい。

なお、本稿では、1997年「タイ王国憲法」のテキストとしては次の文献に拠った。

- Gisbert H. Flanz(ed.), *Kingdom of Thailand, Constitutions of the Countries of the World*, Oceana Publications, Inc., 1998.